

広島県公安委員会告示第111号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年12月27日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所		特定講習の種別	指定を行った年月日
			名 称	所 在 地		
黒井産業株式会社	山形市宮町二丁目 11番9号	高橋 渡	廿日市自動車学校	廿日市市住吉二丁 目8番1号	初心運転者講習	平成19年11月28日